

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 件名 令和4年度 一般国道10号及び210号の雪寒時期における道路状況に関するラジオ放送（その1）
2. 随意契約の相手方 株式会社 大分放送  
大分市今津留3-1-1
3. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由  
当該業務は、雪寒時期において、ラジオを通じて通勤時間帯等に積雪に対する注意喚起を行い、道路利用者に積雪への備えを促すことを目的とする。  
① 大分県内でラジオによる広報を行う場合、県全域をカバーする民放のラジオ放送局は株式会社エフエム大分及び株式会社大分放送の2社のみとなっている。上記相手方はそのうちの1社であり、当該業務における契約の相手方となるものである。  
以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

大分河川国道事務所 道路管理第一課長